

成年後見制度に係る通知送付先変更の一括受付の導入検討について

1 概要

成年後見人等は、成年後見等開始後に国民健康保険や市税など市からの様々な郵便物の送付先住所を変更する手続を行う必要があり、現在、各担当窓口到手続を行っているが、成年後見人等の負担軽減を図るため、これらの手続を一括して受け付けることができる体制の導入を検討している。

2 実施内容等

(1) 対象者

成年後見人等（保佐人・補助人・任意後見人・未成年後見人を含む。）

(2) 対象業務（検討中）

- ア 国民健康保険、後期高齢者医療に関すること
- イ 介護保険事業に関すること
- ウ 高齢者福祉に関すること
- エ 障害福祉に関すること
- オ 生活保護に関すること
- カ 被爆者援護に関すること
- キ 水道料金・下水道使用料に関すること
- ク 税金に関すること

(3) 受付窓口

各対象手続の担当窓口のいずれか1か所。ただし、被後見人等の住所地を管轄する区や市税事務所等に限る。

(4) 導入時期

令和5年10月（予定）

3 業務フロー（案）

